

高鍋町告示第2号

平成23年第1回高鍋町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成23年2月1日

高鍋町長 小澤 浩一

1 期 日 平成23年2月7日(月)

2 場 所 高鍋町議会議場

---

○開会日に応招した議員

|        |        |
|--------|--------|
| 水町 茂君  | 徳久 信義君 |
| 岩崎 信や君 | 緒方 直樹君 |
| 池田 堯君  | 中村 末子君 |
| 黒木 正建君 | 後藤 隆夫君 |
| 青木 善明君 | 松岡 信博君 |
| 永友 良和君 | 柏木 忠典君 |
| 八代 輝幸君 | 津曲 牧子君 |
| 時任 伸一君 | 山本 隆俊君 |

---

○応招しなかった議員

---

---

平成23年 第1回(臨時)高鍋町議会会議録(第1日)

平成23年2月7日(月曜日)

---

議事日程(第1号)

平成23年2月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 高鍋町口蹄疫復興対策基金条例の制定について  
日程第4 議案第2号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
- 

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 高鍋町口蹄疫復興対策基金条例の制定について  
日程第4 議案第2号 平成22年度高鍋町一般会計補正予算(第8号)
- 

出席議員(16名)

|            |            |
|------------|------------|
| 1番 水町 茂君   | 2番 徳久 信義君  |
| 3番 岩崎 信や君  | 5番 緒方 直樹君  |
| 6番 池田 堯君   | 7番 中村 末子君  |
| 8番 黒木 正建君  | 10番 後藤 隆夫君 |
| 11番 青木 善明君 | 12番 松岡 信博君 |
| 13番 永友 良和君 | 14番 柏木 忠典君 |
| 15番 八代 輝幸君 | 16番 津曲 牧子君 |
| 17番 時任 伸一君 | 18番 山本 隆俊君 |

---

欠席議員(なし)

---

欠 員(なし)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 壺岐 昌敏君 事務局補佐 野中 康弘君  
議事調査係長 山下 美穂君

---

説明のため出席した者の職氏名

|        |       |        |            |       |        |
|--------|-------|--------|------------|-------|--------|
| 町長     | …………… | 小澤 浩一君 | 副町長        | …………… | 川野 文明君 |
| 教育長    | …………… | 萱嶋 稔君  | 代表監査委員     | …………… | 黒木 輝幸君 |
| 総務課長   | …………… | 間 省二君  | 政策推進課長     | …………… | 森 弘道君  |
| 建設管理課長 | …………… | 芥田 秀則君 | 農業委員会事務局長  | …     | 松木 成己君 |
| 産業振興課長 | …………… | 長町 信幸君 | 会計管理者兼会計課長 | …     | 原田 博樹君 |
| 町民生活課長 | …………… | 三浦 敏君  | 健康福祉課長     | …………… | 井上 敏郎君 |
| 税務課長   | …………… | 田中 義基君 | 上下水道課長     | …………… | 森 俊彦君  |
| 教育総務課長 | …………… | 黒水日出夫君 | 社会教育課長     | …………… | 三嶋 俊宏君 |

午前10時00分開会

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から平成23年第1回高鍋町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、黒木正建議員。

○議会運営委員会委員長（黒木 正建君） おはようございます。議会運営委員会の結果報告をいたします。平成23年第1回臨時会の招集に伴いまして、2月2日午後1時30分から議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

今臨時会に付議されました案件は、条例制定1件、平成22年度補正予算1件の計2件であります。このことに伴いまして、副町長及び関係課長にその概要の説明を求め、審議を行ったところであります。意見として、本日の本会議において詳細な説明と資料配付を求めたところであります。

会期日程、議事日程につきましては、別紙予定表がお手元に配付されておりますが、出席委員全員意見の一致を見たところであります。

今臨時会が円滑に運営されますよう議員各位の御協力をお願い申し上げまして、御報告といたします。

以上でございます。

### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 隆俊） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、6番、池田堯議員、7番、中村末子議員を指名いたします。

### 日程第2. 会期の決定

○議長（山本 隆俊） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、別記のとおり、本日2月7日の1日間にしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、会期は、1日間に決定いたしました。

---

### 日程第3. 議案第1号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第3、議案第1号高鍋町口蹄疫復興対策基金条例の制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。おはようございます。それでは、提案理由を読み上げます。

議案第1号高鍋町口蹄疫復興対策基金条例の制定について、提案理由を申し上げます。

昨年の口蹄疫被害に当たり、畜産農家への助成や、地域経済の復興支援に向けた義援金や寄附金が、全国各地から数多く寄せられたところがございます。これらの義援金等は、これまで、直接被害畜産農家への配分金や、復興支援対策事業の財源として補正予算に計上し、活用させていただいたところがございます。

本案は、義援金等の補正予算での充当残について高鍋町口蹄疫復興対策基金を設置し、平成23年度以降に有効活用を図るため、地方自治法第96条第1項の規定により、条例を設けることについて議会の議決を求めるものでございます。

以上、本案につきまして御審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。それでは、議案第1号高鍋町口蹄疫復興対策基金条例の制定につきまして、詳細説明を申し上げます。

これまでに高鍋町に寄せられました寄附金、及び義援金等の総合計は、平成22年、昨年ですが、12月28日現在で、9,954万9,359円となっております。うち、被害を受けた畜産農家、獣医師及び削蹄師等への配分金といたしまして5,303万円、復興支援対策費の財源といたしまして2,865万円を補正予算に計上いたしております、現在の残高が1,786万9,359円となっております。この残金につきましては、支援事業等に充当できずに翌年度に繰り越すこととなりますと、特定財源から一般財源扱いというふうにならざるを得なくなってしまうと、そうなりますと、多くの方々から寄せられました善意の義援金等が、どのように使われたのかわからなくなってしまうようなこととなりますので、今回、高鍋町口蹄疫復興対策基金を設置いたしまして、この残金を積み立てたいと思っております。その後、復興支援事業の財源に充当していくという考えでございます。

なお、基金積立金の分につきましては、3月議会に上程予定であります、平成22年度の補正予算に計上予定です。それから、基金から繰り入れます充当事業につきましては、同じく、3月議会の23年度当初予算のほうに計上するという予定にしておりますので、その中で御審議願いたいというふうに思っております。

以上で、詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

只今から、質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第1号について、3点について質疑を行いたいと思います。

義援金等の残を充て、義援金の使い道をはっきりするためということのようなんですけれども、それにしても、畜産農家、及び獣医師への配分については理解できるんですけれども、2,865万円については、80%ではありますけれども、特別交付税措置できる部分だったと考えるんです。この問題について、どのように精査を進められてこられたのかお伺いしたいと思います。

また、どのような事業、対策に使われるのか、これについては3月の平成23年度の当初予算について説明をしたいということのようだったんですけれども、大体どのような事業、対策に使っていくのかという目的もなしに基金を積み立てるということはないと思いますので、使用目的については、恐らくある程度の分はできてるんじゃないかと思えますので、どのような事業、対策に使われていくのか説明を求めたいと思います。

また、期限が平成26年までとありますけれども、使い方によっては終了前に使い切ることも考えられますし、まあ、残ることも考えられますけれども、期限についてはどのような根拠をもって定めてこられたのかお伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。お答えいたします。

口蹄疫関連予算の特別交付税措置についてであります。口蹄疫関連補正予算については、昨年4月30日に専決いたしました補正予算第1号から第6号まで、消毒防疫作業、プレミアム商品券発行補助金、家畜導入補助金等、計5回の補正予算を編成いたしました。

また、消毒作業等につきましては、議員の方々を初め多くのボランティアの方々へ御協力、御支援をいただいたことから、多額の経費削減を図ることができたところであります。

補正予算編成に当たりましては、口蹄疫対策費のどの経費が特別交付税の対象として措置されるのか、すべてが不透明な状況の中で、口蹄疫対策の緊急性から、また、寄附者の意向を尊重して寄附金、義援金を財源に充当することとし、一般会計補正予算第4号及び第6号に計上し、議員の皆様方の御理解を賜り、議決いただきました。結果的には、一般財源でなかったことから、特別交付税の対象とならなかったところであります。なお、この特別交付税の算定につきましては、県に対しまして、額の算定の公平性について抗議を行ったところであります。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。どのような事業対策にということでございますけど、先ほど御説明申し上げましたとおり、補正予算に今度計上する中で御説明申

し上げる予定ですけど、先ほど申し上げましたとおり、畜産農家への助成と、地域経済の復興対策事業ということになるというふうにお答えいたします。

それと、基金等の期限といえますか、そういう御質問ですけども、一応県のほうも3年ということで基金を設定しておりますが、通常、事業の成果を判断する場合には約3年が妥当というふうにされております。それで、町の補助金等につきましても3年を終期というふうに設定しておるわけですが、そういうことも含めまして、基金につきましても3年で終期ということで考えております。

また、金額につきましても少ない額でございますので、その中で3年もつかどうかという部分もございまして、一応3年の終期を設定したことによりまして、この基金の条例につきましても、3年後、自動的に終了するというふうに考えております。

以上、そういうことで、御回答いたしたいと思っております。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。2番目に私が質疑を行いました、どのような事業、対策に使われていくのかということで、畜産農家の復興と、そして周りの経済復興、これなんかは充てられていくと、まあ、先ほど町長答弁にありましたように、商店街活性化のためのプレミアム商品券などの発行というの、ひょっとしたら頭の中にあるのかもしれませんが、畜産農家の方から、前回300万円の黒牛への1頭30万円の補助に対して、畜産農家からできればもっと幅広い形での支援をしてほしかったということがちょっと出てきてるんですね。そういう畜産農家の声っていうのはどこで集約をして、前に出した補正予算、これをどういったふうに精査をしていかれるのかというのが非常に気になる場所なんです。だから、畜産農家の件数に割り当てれば本当に少ない金額になるかもしれませんが、もう、畜産をやめられる方もおられるようですので、そのことも含めて、具体的には畜産農家への復興支援というのはどんなことを考えておられるのか、具体的な対策をお伺いしたいと思います。

それと、商店街のためにもう一度使いたいという気持ちがあるのかどうか、その辺の、補正予算である程度出していくということなんですけれども、やはりここをしっかりと今から議論をしておかないと、本当にこれが、口蹄疫のための義援金で寄せられたものが、皆さんの意向に沿った形で、本当に、この基金設置をした条項に沿った形での支援になっていくのかどうかっていうことは、私たち議会も含めて一緒に考えていく必要もあるのではないかと思いますので、具体的にはどのようなことに支援をしていきたいという、今計画をしていらっしゃるのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（山本 隆俊） しばらく休憩します。

午前10時15分休憩

.....

午前10時23分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。同じ答弁になるかと思いますが、この基金の趣旨というか、義援金をいただいた方の意向に沿ってということでございますので、畜産農家への支援、及び町内経済を復興させる対策費といいますか、そういう部分の財源に充てて使わせていただくということでございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私が、もう最後ですので、ちょっと長くなるかもしれませんが、なぜこの質疑をしたのかということは、この第1条の設置の目的のところ、先ほど政策推進課長が答弁をされました。一応、この義援金の趣旨に沿って使っていくということであるから基金を設置するんだというふうにおっしゃったんです。一般会計に入ると、どのお金をどのように使っていくのかということが見えないと、いうことを言われました。でも、この第1条の目的、ここ、私、これが、甚大な被害を受けた畜産業初めとする、さまざまな産業や、疲弊した町民生活の復興を図るため、ここだけを見たら、一般財源と何ら変わらないわけです。だから、基金を設置する意味があるのかなというふうに思ったから、思ったから、一般財源と同じようにして使っていくということであれば、基金を設置する意味がないなと思ったから、それ聞いたんです。だから、そういうところで、できればこういうところに、義援金をくださった皆さんの趣旨を踏まえて、畜産業に重点を置いてしていきたいとかいう答弁が、私あるのかなと思ったんです。ということは、「さまざまな」であるけれども、結局、一般財源と同じように使っていくんじゃないんだな、ということがそこで理解できると思うんです。でも、そういう答弁じゃなかったから、答弁自体が。だから、私、この設置の目的のことから考えたら、目的の、私、字で言うんです、書いてある字でね。もう一度読みます。畜産業初めとする、さまざまな産業や、疲弊した町民生活の復興を図るため、これは一般財源でも使えるんです。これだけお金が残ってるってことだけを、頭をちゃんと私たちが入れておきさえすれば、これが、だからやはり、今度口蹄疫で寄せられた義援金の趣旨ていうのは、一体何だったのかというところが、やっぱり皆さん、趣旨を踏まえてっていうところで、私は非常にこの文言について問題があるんじゃないかなと思ったんです。だから、そういう説明をされるのであれば、ある程度頭の中には、畜産業に重きを置いた支援活動をしていきたいとか、支援政策を組んでいきたいとかいうのを、ちゃんとか言うかなと、それが答弁で載れば、こういう会議録に載っていくわけだから、だからそれはちゃんと、義援金をいただいた皆さんに、こういう形でちゃんと答弁をいただいておりますよ、高鍋町は一般財源と同じような使い方しませんよと、いうことを皆さんにアピールできるんじゃないかなというふうに、私は考えたんです。だから、そういうふうな、私が聞いている、深い意味じゃないんです。ただ、言葉の中にある文言から考えたときに、これ一般財源と何ら変わらないじゃないかというところが非常に気になったんです、私が言いたいのは。だから、畜産業を初めとする産業や、疲弊した町民生活の復興を図るためということでは、「さまざまな」と言ったらもう

一般財源と一緒にです。何でも使うちゅうことやから。だから、そこが非常に気になったんです。そこが気にならなければ、私は質疑をするつもりもないし、答弁をもらうつもりもない。だけど、やはり条例をつくる以上、そしてこの義援金を、あなたたちがさっき答弁したように、義援金をちゃんと義援金として皆さんにお示しして、そのために使っていくということをしていくなれば、やはり目的がはっきりある程度しておかないとだめだよということを私は言いたいんです。せっかくつくる条例ですから、やはり目的に沿った使い方ができるような条例をつくっていかないと、義援金を寄せてくださった皆さんの意向に沿わない形になっていくんじゃないかという懸念が生じるわけです。そういうことを、私は、質疑してるんです。だから、深く考えないといけないということじゃないんです。ただ、言葉が、「さまざま」で書いてあるから、そこでひっかかっただけです。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） ちょっと、議員のお答えになるかどうかはわかりませんが、まず、「さまざま」という意味でございますけど、これ、被害が出たときに、逆に、畜産農家以外の方から、畜産だけが被害を受けたんじゃないという声が非常に多かったと思います。ですから、ここでこれ、畜産だけというふうにするのは、これ、逆におかしいというふうに判断をいたしております。「さまざま」というのは、商工業及びほかの農業もそうですけど、これに、どこがということではないというのはそういう意味です。ですから、これに畜産ということで、したら、これ義援金自体が、県もそうですけど、畜産農家だけの見舞金ということでこれはもらっておりません。関連企業ということで全体でいただくということになっております。ですから、ここに畜産を畜産をとおっしゃいますけど、畜産だけを目的にするということになれば逆にこの趣旨と反するというふうに判断しております。ですから、この言葉だけでどうのこうの言われましても、何にという、さっきから御質問がありますけど、これを何にしまして、逆にこれ今ここで申し上げることは、議会のほうからいつも言われますが、事前協議じゃないですかというふうに言われるんじゃないかと思います。議案も提案していないのに何を執行部は答えているんだというふうに、逆に、普通だったらお叱りを受けるんじゃないかならうか、というふうに思っております。

ですから今回は、この基金につきましては、先ほどからずっと申し上げておりますとおり、義援金等いただいた方の御意向からすれば、当然、畜産あるいは復興という願いを込められていただいた金がどこに使われたのかわからなくなりますと、だから基金をつくって、23年度以降に、この基金は何に充てられました、これに充てましたというふうに、わかるようにしたいということで基金を設置したいということで申し上げているので、基金の何に使うかというのは、だから今回は申し上げませんと、最初、詳細提案のところで申し上げましたとおりでございます。ですから、この部分につきまして、おっしゃるとおり畜産がどうのこうのとかいう声がかかっているのかもしれませんが、私のところにはまだ来ておりません、そういう話は。ですから、そういう部分を含めてというおっしゃり方ももし



れませんけど、まずその部分について、逆に、こういうことに使ってくださいという御提案を、逆に議会の中でもいただけるものならというふうには思います。基金については1年で終わるというふうには答弁申し上げておりません。ただ、先ほどから申し上げましたとおり、金額については限度がございますので、足らなければ一般財源を継ぎ足してでもこの基金を拡充しなさいというような御意見があれば、そのようなことも必要かと思っておりますし、また、翌年度以降についても、こういう鳥フルが発生しておりますので、それについても義援金等をお寄せいただく方もあろうかと思っておりますので、そういう部分についても同じ扱いをさせていただければ、これもまたありがたいことかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。6番、池田堯議員。

○6番（池田 堯君） 6番。今、森課長が明確なる答弁をされて、私は最初、中村議員の中断の段階でさまざまな産業と、それから以前より22年度におかれまして義援金の使い方に関して、畜産農家は当事者であると、被害者は別におるんじゃないということを、私も水町議員も常々申し上げてきたはずです。それで今回においても、課長答弁でさまざまな産業に使うということであれば、私は非常に結構であると思います。だから、3月議会において使い道の予算は計上するということではありますが、現状において答えられないということであれば、今課長が申されたように、さまざまな産業に対して22年度にできなかった人たちに対して予算執行をしていただくようお願いをしたいと思います。町長どうですか。

○議長（山本 隆俊） 町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。今課長が答弁をいたしました。この条例の題目が、高鍋町口蹄疫復興対策基金ということでございますので、これにのっとった中で、さまざまな分野にも義援金、それから支援金をいただいたわけでございます。先ほど申し上げたように。まあ、試験牛の話も出ました。しかし、試験牛では文句を言って回った農家の方はいらっしやいますが、よその町まで。よその町の人からも私言われましたが、いろいろですね。私は試験牛に対しても、これちょっと答弁変わりますけど、当初から県と話をしてやるということを書いてですね、300万円、小さいけど300万円やりますよということやってきたわけですけど、いろいろとかきませた人間がおります。それで、私といたしましてはよその町の人には、おまえともやってもらえと、いうぐらいのことを私は発しております。

そして今、この条例で「さまざまな」云々と申されますけど、今池田議員ですね、6番議員が申されたように、確かに畜産農家は被害を受けられました。しかし、畜産農家が疲弊したおかげで町の経済は回転しなくなりました。そして、その復興というのがやはりみんな、高鍋町の方々、ボランティアで出ていったりいろいろしていただきましたが、商売人の方も義援金を募って出してくれました。これ一般の方もそうです。しかし、今この基

金で残ってるお金を基金に積んで、そして明確な使い方をしようというのがこの基金の目的でございますので、御理解を願いたいと思っております。そういった方向で使っていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

○7番（中村 末子君） 議長。さっき政策推進課長が私の答弁したでしょ、最終的に。あの答弁を最初に言えばよかったんです。最初に言わないから、そういう問題が発生したんです。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

○7番（中村 末子君） 議長。ちょっと待って。ちょっと休憩してください。休憩を動議します。

○議長（山本 隆俊） しばらく、休憩します。

午前10時35分休憩

.....

午前10時37分再開

○議長（山本 隆俊） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第1号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第1号高鍋町口蹄疫復興対策基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

#### 日程第4. 議案第2号

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第4、議案第2号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） 町長。議案第2号平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ8,832万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ73億5,135万5,000円とするものでございます。

今回の補正は、昨年11月の国の補正予算成立に伴い創設された、地域活性化交付金事

業及びワクチン接種緊急促進事業に係る経費を計上するものでございます。地域活性化交付金事業といたしましては、保育園、学校ほか教育施設、道路等の施設改修を行うきめ細かな交付金対象事業と、住民生活に光をそそぐ交付金対象事業として、学校図書室並びに町立図書館の施設整備、及び図書購入を行う、知の地域づくりを計上したところでございます。

ワクチン接種緊急促進事業といたしましては、子宮頸がん等のワクチン接種に係る委託料を計上したところでございます。財源といたしましては、国庫支出金、県支出金、及び地方交付税でございます。あわせまして、地域活性化交付金事業の繰越明許費の追加を行うものでございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。平成22年度高鍋町一般会計補正予算（第8号）につきまして、詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、昨年11月26日に成立いたしました国の補正予算で創設されました、地域活性化交付金事業とワクチン接種緊急促進事業に係る補正ということでございます。

地域活性化交付金事業につきましては、お手元のほうにお配りしておりますように、地域の活性化ニーズに応じた単独事業を支援するための、きめ細かな交付金事業です。と、今まで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野への取り組みということに対する、住民生活に光をそそぐ交付金ということで、この2つの交付金が創設されたところでございます。

今回の補正に計上しております事業につきましては、それぞれの交付金の説明の裏のほうに事業の明細とございますが、詳細を載せておりますので、予算書にあわせて御確認をお願いしたいと思います。

それでは、歳出のほうから御説明を申し上げたいと思います。予算書の10ページ、11ページをお願いいたします。

まず、児童福祉施設費の需用費でございますが、これ、保育園の園児用のげた箱とかトイレとか、そういう部分での修繕、施設の修繕費でございます。

予防費の委託料でございますが、これはワクチン接種緊急促進事業で実施いたします、子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの接種委託料でございますが、公費でのカバー率を9割、1割は自己負担ということの設定になっております。負担割合につきましては、そのうち、国2分の1、市町村2分の1としておりまして、国2分の1につきましては、各都道府県に設置されます基金のほうから市町村に補助するという形をとっております。実施期間につきましては、平成23年度末というふうになっております。

この中の、特に子宮頸がんワクチンにつきましては、ことしの4月1日からの実施とい

うこととなりますと、現在の高校1年生が対象外となってしまうということから、実施時期を少しでも早めようということで、取り組むものでございます。

次に、農村施設費の需用費につきましては、めいりんの湯の温泉設備の修繕費でございます。

観光費の需用費につきましては、海水浴場管理棟の改修を行う予定にしております。

続きまして、12ページ、13ページをお願いいたします。

道路維持費及び道路新設改良費の工事請負費につきましては、馬場原安蔵線の道路改良と、坂本鬼ヶ久保線ほか5路線の舗装を予定をしております。

公園管理費の工事請負につきましては、7号補正でも計上したところでございますが、舞鶴公園の整備を引き続き行うことにしております。

住宅管理費の工事請負費でございますが、舞鶴団地にあります合併浄化槽の解体費用を計上しております。

小学校費の学校管理費につきましては、東西小学校の高圧受電設備の修繕と施設の修繕費です。それと、図書室備品の購入でございます。

教育振興費につきましては、これは図書の購入費となっております。

続きまして、14ページ、15ページをお願い申し上げます。

中学校費の学校管理費につきましては、東中はフェンス改修工事、西中につきましては渡り廊下の耐震補強工事を予定しております。その他施設の修繕費です。と、図書室備品の購入費。

教育振興費につきましては、図書の購入費でございます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

図書館の需用費は、明倫堂書庫の雨漏りの補修で、委託料につきましては、古文書データの整備委託をすることにしております。

工事請負につきましては、図書館入り口の拡張工事、備品購入費につきましては、閲覧室等の備品の買いかえほか、図書の購入費でございます。

文化財保護費の工事請負費は、秋月墓地の階段に手すりを設置することにしております。

歴史資料館の工事請負費につきましては、資料館玄関前の排水設備が悪いということで、その改善を図るものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをお願い申し上げます。

家老屋敷費の需用費でございますが、もみ蔵の雨戸取りかえとみそ蔵のしっくい壊れてるということで、その壁の修繕費でございます。

体育施設費の需用費でございますが、弓道場の照明の基盤が悪いということでこの交換と、町営球場のドアの補修費でございます。

委託料と工事請負費につきましては、総合体育館風除室、玄関のところで、その改修費でございます。

原材料費につきましては、町営球場の管理棟につきまして塗装をやりかえるということ

で、そのペンキ代等でございます。

学校給食費につきましては、東西小学校給食室と給食センターに係る経費でございますが、需用費につきましては、給食備品等の、これ調理関係ですが、修繕費です。

工事請負費につきましては、東小学校給食室の屋根の防水補修工事と、給食センターのボイラーを取りかえる工事でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。8ページ、9ページお願いします。

総務費、国庫補助金につきましては、きめ細かな臨時交付金と住民生活に光をそそぐ臨時交付金、それぞれの、これ交付限度額ということになるんですが、その見込みを計上しております。

県補助金につきましては、県に設置されました基金からの補助ということの、子宮頸がんワクチン接種事業の補助金でございます。

地方交付税につきましては、財源調整のための普通交付税ということでございます。

次に、4ページのほうお願い申し上げたいと思います。

繰越明許費の補正でございますけども、今回補正予算に計上いたしましたきめ細かな臨時交付金と、住民生活に光をそそぐ臨時交付金につきましては、繰り越して23年度に、ことしもやりますが、23年度にも繰り越してやる部分がございますので、その分の繰越明許費の追加ということでございます。

以上で、詳細説明を終わらせていただきたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありますか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。資料もいただきましたけれども、地域活性化きめ細かな臨時交付金と、地域活性化住民生活に光をそそぐ臨時交付金とがありますけれども、内容的にはどのような違いがあつて、算定基礎というのはどのように考えられているのかお伺いしたいと思います。

また、子宮頸がん、肺炎球菌、ヒブワクチンなどへは、国の補正予算成立後——11月26日後なんですけれども——については、4月1日までできないということですので、その分を何か100%助成していきたいということの説明が今ありましたけれども、国の予算で今度は県のほうから基金を充当するというような形の説明であつたかのように思いますけれども、対象者数が何か少ないんじゃないかなと、ちょっとこの金額ではちょっと少ないんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、まあ確かに、11月26日後の、いわゆる年齢層からするとそれぐらいなのか、それとどうなのかということがちょっとわかりませんので、金額的に皆さんどれも、1人当たりの必要経費が非常に高価なものですので、金額がちょっと少ないのかなと思いましたが、対象年齢の調査が行われたかどうかちょっと知りたかつたものですから、質疑をしたいと思います。

また、先ほど詳しく説明がありましたけれども、地域活性化に伴う2つの臨時交付金によって行う修繕などについては、具体的にどのような緊急性とか利便性というのがあつた

のかということ、これの説明を求めたいと思います。特に舞鶴団地の浄化槽解体については、これは下水道関連かなというふうに思うんですけども、解体しなければどのような危険性があるのか、具体的に答弁を求めたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まず、交付金の違いでございますけど、きめ細かな交付金につきましては、これ、資料に、そこに、お手元を書いてある部分なんですけど、地域活性化につながる地方単独事業の経費ということで、これにつきましては、ハード、ソフト、両方使えるというふうになっております。もう一つの住民生活に光をそそぐ交付金ですけど、これも資料のとおりなんですけど、DVとか児童虐待等のまあ、弱者っていいですか、そういう対策にというほかに、今回特に補正予算で計上しておりますとおり、図書館等の充実を行うということで、知の地域づくりということでなされておまして、これにつきましては原則ソフト事業ということになっております。實際上工事請負等もあるんですけど、一応金額でいきますと100万円以下はソフトでよかろう、ということで承諾をいただけるものと思っております。

それと、算定基礎でございますけども、まずそれぞれ、交付、まあ、上限といいですか、限度の数値は来ておるんですけども、それぞれございまして、きめ細かな交付金につきましては、地方交付税の中にあります地方再生対策費という部分が算入されておるんですけど、その算定に準じた計算ですよというふうにしております。なお、これにつきましても、自主財源のいいところとか、高い自治体とか、財政力の低い自治体について重点的という、割増しといいですか、そういうことがされておるようで、それと住民生活に光をそそぐ交付金につきましては、人口と財政力指数について計算するというふうになっております。

それと、緊急性等についてということですが、今ちょうど時期的にも新年度予算等も一緒に査定をしておるんですけど、その中で特に、前倒しと言うとあれですけども、安全性とかそういう部分を考慮いたしまして、もう、少しでも早目に手当てした方がよいという部分については、きめ細かなほうで対応したということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。子宮頸がん予防ワクチン、それからヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチン、この対象人数についてまず申し上げたいと思います。

ヒブワクチンと肺炎球菌ワクチン、これは0歳から5歳未満、4歳までということになりますけど、いずれも33人ずつ、各33人です、ヒブと肺炎球菌33人ずつ、それから子宮頸がん予防ワクチン、これを97人ということで予算の計上をさせていただいております。

で、少ないんじゃないかという御質疑でございますけど、国が標準的に示しておりますのが、子宮頸がんワクチンにつきましては、中学1年生から高校1年生までということになっ

ております。それから、ヒブと小児肺炎球菌、これは0歳から4歳までということになっておりまして、これでいきますと高鍋町の子宮頸がんワクチンの対象者数、中1から高1までは400人ぐらいになります。女子だけです、当然。それから、ヒブ、小児肺炎球菌ワクチン、これは0歳から4歳までの5年齢でございますので、おおむね1,000人程度ということになります。

今回補正予算で計上させていただいたのは、高校1年生が来年度の4月1日、23年度の4月1日に高校2年生になってしまうともう受けられない、ということになってしまいますので、子宮頸がんワクチンにつきましては現在の高校1年生97名をとりあえず対象にして、中学3年生につきましては、23年度以降に受診、接種できるわけですので、もうしばらく50日ぐらい待っていただいて、とりあえず今回は高校1年生だけと。

それから、ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチン、これは誕生日でいきます。学年ではなくて誕生日でいきます。来年度の4月1日に5歳になってしまうと、もう受けられないということになってしまいます。今回22年度分を、各医療機関と契約を結びますが、来年度は来年度で4月1日付で新たに契約を結ぶということになってしまいますと、来年度の4月1日に5歳を迎えるという子、それから、どのぐらいの範囲になりましょうか、まあ10日ぐらい、4月1日から10日ぐらいの間に5歳を迎えてしまうという人たちは慌てて受けてしまわなければならない、そういうことになってしまいますので、ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンにつきましては、若干幅を持たせていただいて、4月の30日までに、誕生日の前日までに受けていただく。それは、今年度の3月31日までに受けていただくということで、幅を持ってその2つのワクチンにつきましては33人ということにさせていただいております。これ全対象者にしますと、先ほど申しましたように1,000人、あるいは2,000人規模の人数になってしまいますし、医療機関が大変な目に遭ってしまうということと、全対象にしますと来年度もいい方も申し込んでしまう、ところが5歳になってしまう方がそこからはずき出されてしまうという可能性もございますので、そういう懸念事項を排除するために、今回は一定の年齢、あるいは学年に限らせていただいたということでございます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。舞鶴団地の浄化槽につきましてでございますけども、この浄化槽は平成19年の10月に下水道に接続しております。それ以降は、運転をされておられません。この浄化槽は、深さが4メートルほどございます。年々老朽化しておりまして、上部の鉄製部分も腐食している状態でございます。施設に入らないように安全対策は行っておりますけども、万が一子供が中に入ったりすると非常に危険であるということでございますので、今回きめ細かな臨時交付金事業で取り組めるということでございましたので、計上したところでございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。私がこの3つを質疑した理由というのは、いわゆる地域活

性化のきめ細かなということは、以前にいただいている金額の中で非常に質疑をしてきましたので、よく理解をしていると思うんですが、実は住民生活に光をそそぐ交付金というのが、これと実施計画に記載された以下の分野に対する取り組みということで、これ、地方消費者行政、そしてDV対策とか自殺予防等の弱者対策、自立支援、3番目が知の地域づくりということで、ここに当てはめてきたんだろうと思うんですけども、一番、向こうの、本庁の考え方を聞いたところ、地方消費者行政っていうのが、非常に今住民が、オレオレ詐欺とかいろんなものがあってる状況があると、いわゆる消費者のための行政運営を円滑にしていくために、できるだけそういった部分を強化していただきたい、というねらいがありましたと。また、今問題になっているドメスティックバイオレンス、これとか自殺予防、これ自殺予防も関連法案が成立をしておりますので、それに絡んだ形の弱者対策、その自立支援をどうしていくのかというところに非常に重きを置いて、交付金を設定したところでありますと、いうところで私は説明を受けてきたんです。そのときに私は、高鍋町も、宮崎県は全国で2番目に高い自殺率をはかっております。また、高鍋町も宮崎県の中においても、かなり高い数値での自殺者がいるのではないかとということが推量されます。あの人も、一応お葬式なんかに行きますと、自殺だったそうですとかいうお話を聞くと、かなりの方が自殺をしてきているという状況を考えたときに、この対策を1点なり、上の消費者行政についても、かなりお年寄りの方がオレオレ詐欺でひっかかっている方も随分いらっしゃるということを、お話をお聞きしている限りではやはり、この地方消費者行政にもっと光を当てて本当にやっていく必要があったんじゃないかと思えますけれども、今回、そういった予算がなかったために非常に私残念に思っているところなんです。だから、それとプラスアルファで知の地域づくりということで図書館の整備を、これ急がれて確かにあります。入り口の整備っていうのは、これもうほぼ議員からも議会からも何回か質疑が出されたりとかしていきながら、入り口を早く何とかしてほしいということが言われてますんで、この入り口については、非常にやっぱり皆さんがよかったとっていただける予算じゃないかなというふうに思うんですけども、私は、もっと、この古文書も物すごく大切だと思います。光が当てられてないと思われてるかもしれませんが、私も文教福祉に長年いましたので、この古文書についてもある程度熟知しているところなんですけれども、それよりもやはり、本当は、総務省なりが計画をしてきた地方消費者行政なり、DV対策なりのところを、もっと話し合いをしていきながら、緻密に予算化をしていく必要性が求められてきたんじゃないかなと思いますので、そここのところについてはどのような話し合いが行われてきたのかということ、再度お伺いをしたいと思います。

先ほど子宮頸がん、肺炎球菌、ヒブワクチン、これについては詳細な説明が行われましたのでよく理解できました。しかし、問題は、この33名と97名に対して個別に対応されるのでしょうか。私はそれが非常に気になる場所なんです。せっかくここで予算化を行ったとしても、その方たちにピンポイントで連絡が行かない限り、非常に、せっかく設け



た予算が使われないで残ってしまうという可能性も非常にあると思うんです。恐らく、この人数を出された時点で名前もわかっていると思いますので、予算が成立後、すぐに、できればピンポイントでこの対象者については、おはがきなりお知らせなりをしていきながら、もう既にそれを受けてらっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。また、子宮頸がんについては副作用の問題とか、いろんな問題がまだ明らかになってないということで、非常に拒まれる方もいらっしゃるということをお伺いしております。そういうことを考えたときには、やはり、この対象者にはピンポイントで連絡をしていく必要があるのではないかなど。せっかくできたものを活用しないと、使ってくれなければいいわという感覚ではないと思いますので、人数を調べたら恐らく名前がわかると思いますので、その対象者に、こういう予算ができましたと、利用されませんかということぐらいの、そしてできれば小児科のお医者さんなんかでは、例えば肺炎球菌、ヒブワクチンなど、各医療機関へのお願いもしないといけないと思いますし、またこの、いや、日にちがわからなかったから、「お知らせたかなべ」で出たぐらいでわからなかったからと言って、例えば5月ぐらいに、もし4月の終わりであっても行かれるということになったら、いや、もうできませんよと、いう感じになって非常にもったいないと思うんです。だからできるだけピンポイントで、ここをお知らせしていただくような、「お知らせたかなべ」に載せるだけじゃなく、やっぱり二重三重にしっかりとその方たちには対応していただけるような対策をとっていただくという、これはお願いですけれども、できれば答弁をお願いしたいと思います。

最後の舞鶴団地の浄化槽解体、これは埋めていくだけじゃだめなのかしら、500万円もかかるのかしらというのが率直な気持ちなんです。だから、設置するときもかなりの金額はかかったと思うんですけれども、容積なり見積もりなりをとられて、容積なりを考えて、見積もりなりをとられて、自分たちで見積もりなりを行って出された金額だろうとは思いますが、ちょっと金額がかかり過ぎるんじゃないかなというのが正直な気持ちでしたので、どういうふうに解体していくのか、解体しなければならないのか、そういったものがもしわかればここで答弁をしていただければというふうに思っております。

○議長（山本 隆俊） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（井上 敏郎君） 健康福祉課長。対象者への連絡体制ということでございますけれども、実はこの接種要綱というのを、要綱案というの一応つくっておりますが、その対象者につきましては、2月の9日からということにいたしております。幸い、今調べましたけども2月の9日、10日というのが誕生日の方、5歳になる誕生日の方がいらっしゃいません。11日以降から5歳になっていく、ヒブワクチンと小児肺炎球菌ワクチンですけども、こういう方がいらっしゃる。緊急を要することでございますので、うっかりしてその誕生日をすっばかしてしまって5歳を迎えてしまったということが考えられますので、あらかじめ、まあ、予告というような形で議会の議決をいただいたら受けられますよということを、予告として案内をさしていただいております。正式に本日の議決をいただきましたら、注意事項とか説明書、それから予診表、こういったものを一括して、対

象者の皆さん方にお送りをしようということにいたしております。その中に副作用の問題、これいろいろ報告をされているようですが、重篤な副作用はないにしても、こういう腫れとか痛み、それから腕が上がらなくなったり、そういう副作用がありますよということをお知らせ文書で予告して、あくまで任意の接種ですよというものも含めながら、対象者の御家庭、それから本人に通知をしようとしているところでございます。

○議長（山本 隆俊） 建設管理課長。

○建設管理課長（芥田 秀則君） 建設管理課長。舞鶴団地の合併浄化槽なんですけども、先ほど深さが4メートルと言いましたけども、地上部のほうは約2メートルほど出ております。その部分を、重機を入れまして解体して処分とかやります。大まか2メートルほど上部のほうとりまして、その下のほうは一応埋め、砂とか、埋め戻しをしてやりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（森 弘道君） 政策推進課長。まず、この御質問のとおりいろいろな分野にということで、今回図書関係が主になっておりますが、一応協議いたしました。それで、消費者行政につきましては、まだ県のほうにも多分、23年までっていいですか、24までのぶんじゃないかなと思いますが、基金のほうはまだございまして、それで昨年からの実施、やっております。それで、その部分と重複するというとあれですけど、その部分についてはそっちの基金で対応できるんじゃないかということだったんで、そちらのほうで手当てするということです。

それと、DV関係につきましても国の指針が出ております。国の指針はこのDVの、特にシェルターっていうんですか、そういう方にそういう住居ちゅうか、そういう部分を用意してということなんですか。これ、都会の話ならわかるんですけど、こういう田舎と言うといかん、あれですけど、そういう方にその家を用意するか住居を用意してかくまうとか、そういうこと自体が非常に難しいとか、そういう事例もないと、調べたけどですね、そういうのもないということと、自殺要望につきましては、一応、昨年からのんですけど、一応、若干ですけど、そういう部分については、予算措置については、パンフレット等も含めてですけどしてございまして、これについても一応この部分でという話しはしたんですけど、一応今回についてはこれをもってということにはならなかったということで、協議しなかったわけではないということでございます。

○議長（山本 隆俊） 7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。今ちょっと、もう3回目はするつもりなかったんですけど、政策推進課長が御存じないようですのでちょっとお知らせしておきますが、DVで3カ月間民生委員さんが預かった経緯があります。そういう事例があります。そういう事例は、健康福祉課のほうは御存じだろうと思います。私は、こういうことを受けて、たった一人であっても一応あると、事例が、いうこともありますので、私は正直な話言って、この問

題でいろんなところと御相談をして、例えばある下宿屋さんでは看護師の資格を持った方っていう方もいらっしゃいます。そういう方のところを、下宿でもあいてしまってるということをおっしゃったんです。だから、その方がこういう形で人を預かっていただくというわけにはいけないんでしょうかねっという話をしたら、自分の家の中にも居室があると、だからもしそういうことで、逃げ場がないのであれば預かってもいいと、いうこともおっしゃっていただいている方もいらっしゃるんです。だから、具体的に私もそれで動いている部分もありますので、私はやはり正直な話言って、DV対策とか自殺予防等の弱者対策自立支援という形で、何らか高鍋町が政策を打ち出していくことできないのかなと。だからハード部分、ソフト部分、何かハード部分で、先ほど、100万円以下ならソフト部分として見ていただけるということも確認をされていらっしゃるようですので、私は、できるだけそういう幅広い視野に立って、こういった人たちが私たちの見えないところで、たまたま私に見えたのが1件あるというだけですけども、見えてないところでまだ数多くあるんじゃないかなと、逆に言えば、そういうシェルターを準備することによって、今までDVで逃げ場所のなかった子供たちってというのが駆け込んでいく場所ができるということになれば、非常に大きな、私は、支援になると思うんです。だから、そういうことを考えたときには、もう少し幅広い視野を持って対策を立てていただきたいということもありますので、これはよろしくお願ひしたいと思ひます。

御存じなかったんだから、これやむを得ないと思うんですけども、私はそれを視野に入れてた部分があったもんですから、それでも予算が出てくるかなと思って、これは、住民生活に光をそそぐ交付金というのが各自治体にどれぐらいおりますよということ、学習を総務省の方なんかとあわせてしたときにちょっと、それが頭にちょっと私も浮かんだ部分があったもんですから、お願ひをしてきたところだったんですけど、今回政府交渉に行つて、なかったですね、みたいな感じでちょっと言われちゃつて、私も、残念だなというふうになつてしまったもんですから、済みませんが、よくまた健康福祉課のほうとも話し合つていただければというふうに思ひます。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号を起立によって採決いたします。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがつて、議案第2号平成22年度高鍋町

一般会計補正予算（第8号）については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成23年第1回高鍋町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時15分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員